

# 平成26年度出水市病院事業医師修学資金貸与制度修学生募集要項

## 1 制度の目的

出水市病院事業において将来医師としてその業務に従事しようとする者に対し、修学に要する資金を貸与することで、当病院事業に従事する医師の招へいを図り、地域医療の充実に資することを目的としています。

## 2 制度の概要

将来、出水市病院事業（以下「病院事業」という。）に医師として勤務しようとする大学生、臨床研修医等に、修学や研修に要する資金を貸与し、貸与を受けた期間と同期間、病院事業に医師として従事していただいた場合は、修学資金の返還が免除されます。

## 3 応募資格、方法等

### (1) 応募資格

次のいずれかに該当し、将来病院事業において医師の業務に従事する意思を有する方

ア 医学を履修する課程に在学する大学生

イ 臨床研修を受けている医師

ウ 大学院において医学を専攻している医師

※ 鹿児島県医師修学資金等、同種の資金の被貸与者は応募できません。

### (2) 募集人数

3人

### (3) 貸与の額

月額15万円

### (4) 貸与の期間

貸与の決定を受けた月（平成26年9月末日までに申請された場合は同年4月）から大学、大学院（正規の修学期間に限ります。）を卒業、又は臨床研修を修了する月までの間で本人が希望するまでの期間

### (5) 貸与の時期、方法

毎月当該月分を指定の銀行口座に振り込みます。

### (6) 貸与の決定

提出書類を審査した上、選考（面接を行う場合もあります。）により

決定し、その結果については本人に通知します。

## **(7) 提出書類**

- ア 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 保証人の印鑑証明書
- エ 成績証明書（平成26年4月1日現在で第2学年以上の大学生のみ）
- オ 大学、大学院の医学を履修する課程に在学又は臨床研修を受けていることを証する書類
- カ 医師免許証の写し（研修医、大学院生のみ）
- キ 連帯保証人2人の所得証明書
- ク 本人の住民票の写し（記載事項証明書）
- ケ 振込先口座通帳の写し

## **(8) 保証人**

ア 申請には2人の連帯保証人が必要です。

※申請書等の保証人の押印は、実印を用い、印鑑証明書を添付してください。

イ 連帯保証人のうち1人は、貸与を受けようとする方の親族（貸与を受けようとする方が未成年の場合は親権者）とし、他の1人は成年者であって独立した生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する方とします。

## **(9) 募集期間**

平成26年4月15日（火）から平成26年6月2日（月）まで  
ただし、貸与決定者が募集人数に満たないときは引き続き応募を受付けます。

## **(10) 応募方法**

申請書等の応募書類を、出水総合医療センター経営企画課に直接持参又は郵送（簡易書留又は配達記録）で提出してください。

※ 郵送の場合は、6月2日の消印があるものまで受付けます。

## **4 返還免除**

### **(1) 当然免除**

次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部が免除となります。

ア 大学を卒業した後、2年以内に医師となり、病院事業における在職

期間が、通算して修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。

イ 病院事業での在職期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## (2) 裁量免除

次のいずれかに該当する場合は、返還義務の一部又は全部が免除となります。

ア 大学を卒業した後2年以内に医師となり、病院事業における在職期間が1年以上あるが、修学資金の貸与を受けた期間に達しないとき。

イ 死亡又は心身の故障その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。

ウ その他特別の事情があると認められるとき。

※ ただし、上記により返還債務が免除された場合、その時点で、免除額が貸与者の収入とみなされ、所得税の対象となります。

## 5 返 還

次の返還理由が生じたときは、病院事業管理者が指定する日までに以下の方法により返還していただくことになります。

### (1) 返還理由

ア 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

イ 大学を卒業した後、2年以内に医師免許を取得できなかったとき。

ウ 医師となった後、直ちに臨床研修に従事し、その後継続して大学院における医学の専攻、医学に係る研究又は病院・診療所の医師としての勤務のいずれにも従事しなかったとき。

エ 医師となった日から起算して10年以内に、病院事業に医師として勤務しなかったとき。

オ その他、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

### (2) 返還方法

原則として、(1)の返還理由が生じた翌月末までに一括して返還。ただし、特別の事情があると認められる場合は、期限を定めて、又は分割(貸与を受けた期間を限度とします。)して返還することができます。

### (3) 返還利息

無利息

### (4) 遅延利息

正当な理由がなく修学資金の返還を遅延した場合、返還すべき額に年14.6%の割合で算出した遅延利息を支払わなければなりません。

## 6 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるときは、返還を猶予します。

## 7 その他

- (1) 申請書類は、貸与の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。
- (2) 申請書類は、貸与の可否に関わらず返却しませんので、御了承ください。
- (3) 貸与の可否について電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、御了承ください。
- (4) 応募に際し提出していただいた個人情報、修学資金の選考以外の目的には使用いたしません。

## 8 応募先・問い合わせ先

出水総合医療センター 経営企画課  
〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地  
電 話 (0996) 67-1611  
F A X (0996) 67-1661  
Eメール byoin\_c@city.izumi.kagoshima.jp

※ 申請書等は、出水総合医療センターホームページでダウンロードできます。

U R L <http://www.hospital-city.izumi.kagoshima.jp/>

※ その他詳細については、「出水市病院事業医師修学資金貸与条例」及び「出水市病院事業医師修学資金貸与条例施行規程」によります。